

28 一宮監査発第 25 号

平成28年10月24日

様

一宮市監査委員 佐藤 章
一宮市監査委員 岸 澤
一宮市監査委員 岡 本 将
一宮市監査委員 柴 田 雄



一宮市職員措置請求について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく一宮市職員措置請求（住民監査請求）に対し、同条第4項の規定による監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

一宮市職員措置請求に係る監査結果報告

1 措置請求の概要

- (1) 平成 28 年 8 月 25 日、一宮市居住の A 氏、B 氏（以下「請求人」という。）から地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に基づく一宮市職員措置請求（以下「請求」という。）があった。

この請求は、所定の法定要件を具備しているものと認められたので受理した。

なお、請求の要旨は、平成 28 年 9 月 26 日付け「一宮市職員措置請求書の修正と追加資料について」の文書により、一部修正された。

本請求は、社会福祉法人一宮市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に対し交付した平成 25 年度から平成 27 年度までの一宮市社会福祉協議会補助金（以下「補助金」という。）のうち生活資金貸付事業分が、一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項（4）アで「償還金徴収不能引当金」と規定しているにもかかわらず、実際には過去の不良債権に対するものであるため要綱に違反しているとして、福祉部福祉課専任課長に対し、社協総務課長と連帯して、市に平成 25 年度から平成 27 年度までの補助金の合計 7,923,000 円を返済するか、社協から返還させることを求めていると解される。

- (2) 請求書及び事実を証する書類として提出されたものは、別紙のとおりである。

2 監査の実施

- (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づいて、請求人から請求の要旨を補足するために、平成 28 年 10 月 12 日に陳述を聴取した。

陳述において、請求人より請求に関する事項について、次のように補足された。

生活資金貸付事業は、不良債権が発生する事業であることは理解できるので、それに対し市が補助金を交付すること自体は問題ない。し

かし、不良債権は遅くとも昭和 58 年度から発生しているにもかかわらず、長年に渡り不良債権の処理について規定がなく、放置されていた。そこで、平成 25 年度になって初めて要綱を改正し、不良債権に対し補助金を交付することになったが、直近に発生した不良債権だけでなく、非常に古い不良債権の処理にも補助金を充てており、そのことを隠すために、当初予算では直近の不良債権分の金額しか計上せず、補正予算で古い不良債権分の金額を他の減額補正に紛れ込ませる形で計上し、委員会でも何ら説明していないことが問題である。また、社協においても、補助金の受入科目を市補助金収入の借入金元金償還補助金収入から長期運営資金借入金元金償還寄附金収入の借入金元金償還補助金収入に変更することにより、意図的に市民にわかりにくくしていることが問題である。

(2) 監査対象事項

請求の対象は、請求人の主張を基に、「社協に対し交付した補助金のうち生活資金貸付事業分が要綱に違反した違法又は不当な公金の支出に当たるかどうか」に重点を置き監査を実施した。

なお、請求人は、平成 25 年度から平成 27 年度までに交付した補助金を請求の対象としているが、平成 25 年度及び平成 26 年度に係る補助金については、いずれも当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過しており、本請求が当該行為のあった日から 1 年を経過したことについて正当な理由もなく、法第 242 条第 2 項に定める要件を具備していない。したがって、平成 27 年度に交付した補助金のうち生活資金貸付事業分 2,722,000 円のみを監査対象とした。

また、平成 27 年度の市からの補助金収入を長期運営資金借入金元金償還寄附金収入の科目で処理したことなどの社協の会計処理については、市の財務会計上の行為ではないので、監査対象から除外した。

(3) 関係書類の調査、関係職員及び関係人からの事情聴取

本請求の対象となっている補助金の所管課である福祉部福祉課を監査対象部課とし、関係書類の提出を求め、調査を行うとともに、福祉部長、福祉部次長、福祉課長及び専任課長から事情聴取した。

また、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係人として社協から関係書類の写しの提供を受けるとともに、社協事務局長、総務課長及び

その他関係職員から事情聴取を行うなど調査協力を得た。

3 事実の調査

関係書類の調査、関係職員及び関係人からの事情聴取により得られた結果は次のとおりであった。

(1) 一宮市生活資金貸付制度の概要

この制度については、一宮市生活資金貸付制度要綱で、市民生活の安定を図ることを目的として、災害・疾病・出産・葬祭等による不時の支出及び一時的な収入減により生活が困窮している低所得世帯に対して、20万円を限度に償還期限までは無利子で資金を貸し付けるものであると定められている。また、社協は委託業務中、借受人に対して債権者の地位にあることを確認すると定められている。

一宮市生活資金貸付制度に関する業務について、市は昭和54年1月に一宮市生活資金貸付業務委託契約を締結し、一宮市生活資金貸付制度要綱に定められた業務を社協へ委託するとともに、この制度の目的とする原資に充てるため2,000,000円を社協に預託した。しかし、この預託金については、昭和54年3月の変更契約で、別に一宮市生活資金貸付契約を締結することが定められたことで、一宮市生活資金貸付契約が締結され、市から社協への貸付金となった。また、貸付金の償還方法等については、市と社協が協議して、別に定めるものとされているが、特に文書で残されているものはなかった。なお、生活資金貸付制度の事務処理等については、一宮市生活資金貸付制度要綱及び生活資金制度事務取扱要領で定められているが、低所得世帯への貸付金の返済が滞り、結果的に徴収不能となった場合の取扱いは定められていない。

昭和54年3月から平成23年12月までに合計31,000,000円が市から社協へ貸し付けられ、平成27年1月に10,000,000円が返還されたため、現在の貸付残高は21,000,000円で、貸付状況は次のとおりである。

(単位：円)

契約日	貸付金額	解除日	解除金額	貸付残額
S54. 3. 30	2,000,000	H27. 1. 6	2,000,000	0
S54. 4. 2	4,000,000	H27. 1. 6	4,000,000	0
S55. 7. 16	4,000,000	H27. 1. 6	4,000,000	0
S59. 3. 29	5,000,000	—	—	5,000,000
H12. 1. 6	3,000,000	—	—	3,000,000
H14. 2. 1	3,000,000	—	—	3,000,000
H15. 11. 21	4,000,000	—	—	4,000,000
H21. 2. 19	3,000,000	—	—	3,000,000
H23. 12. 16	3,000,000	—	—	3,000,000
計	31,000,000	—	10,000,000	21,000,000

(2) 生活資金貸付事業に対し補助するに至った経緯

平成 25 年 2 月 4 日付け決裁によれば、社協本部事務所の尾張一宮駅前ビル移転等に伴い、補助金の対象経費について事務費、事業費の見直しがされるのに併せて、生活資金貸付事業の経費として償還金徴収不能引当金が追加され、この内容で要綱及び一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱（内規）（以下「内規」という。）が改正された。しかし、生活資金貸付事業の不良債権処理に対し補助するに至った経緯は、決裁では確認できなかったため、事情を聴取したところ、次のとおり回答が得られた。

(1) 一宮市生活資金貸付制度の概要で述べたとおり、低所得世帯に貸し付けて徴収不能となった未償還金の処理方法は決められておらず、社協においても、不納欠損処理の規程等を設けていなかった。このため、平成 24 年度時点で既に時効期間を経過した 1,126 万円余が不納欠損処理されていなかった。そこで、市と社協の協議により、既に時効期間を経過した未償還金については、複数年に渡って計画的に不納欠損処理していくこと、併せて、計画的に処理することとした未償還金を当該年度に時効期間を経過する未償還金と合わせて徴収不能引当金として計上し、翌年度に不納欠損処理することが決められた。なお、計画的に不納欠損処理していくことについては、社協で計画表が作成され、市もその内容を承知しているところであった。

市は、生活資金貸付事業の債権の帰属は社協にあるが、事業内容か

ら返済不能となる可能性が高い事業を社協に委託したのは市であり、その事業から生じる損失を社協の負担とすることは適当でないと判断し、当該年度の不納欠損相当額について補助することとしたものである。

(3) 要綱等

ア. 改正後の要綱は次のとおり(関連部分のみ抜粋)である。

一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間福祉事業の特性を生かし、住民主体による福祉事業を推進するために、第2条に規定する対象者が実施する諸事業に要する経費に対し、補助金を交付し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 この補助金は、社会福祉法人一宮市社会福祉協議会(以下「本会」という。)に対して、交付するものとする。

(補助金の対象経費及び交付額)

第3条 補助金の対象経費は、本会が実施する事業のうち市長が認める経費とし、次のとおりとする。

(中略)

(4) 生活資金貸付事業

ア. 償還金徴収不能引当金

(その他)

第4条 補助金の交付に関し必要な事項については、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号)の定めによるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

イ. 改正後の内規は、次のとおり（関連部分のみ抜粋）である。

一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱（内規）

第3条第1項の各事業における補助金額の明細は次のとおりとする。

(中略)

(4) 生活資金貸付事業

ア. 償還金徴収不能引当金

- ・当該年度の不納欠損相当額から本会の自主財源で補填できる額を除いた額とする。

ウ. 「当該年度の不納欠損相当額」及び「本会の自主財源で補填できる額」について

要綱及び内規では、「当該年度の不納欠損相当額」、「本会の自主財源で補填できる額」について、明確に規定されておらず、事情聴取したところ、次のような取扱いをしているとのことであった。

①当該年度の不納欠損相当額

翌年度に不納欠損処理する金額とし、その内訳は、当該年度に償還期間の2年経過後さらに10年を経過した民法上時効となる未償還金と、計画的に処理することとした既に時効期間を経過した未償還金分であるとしている。

一方、補助金確定時の算出では、社協の徴収不能引当金積立支出の決算額としている。

②自主財源で補填できる額

償還期限が経過した未償還金に係る延滞利息収入、市から社協への貸付金の原資を管理している預金に係る受取利息配当金収入及び市民

福祉基金事業繰入金収入としている。

(4) 平成 27 年度の生活資金貸付事業に係る補助金額について

平成 27 年度に交付された補助金 2,722,000 円は、当該年度の不納欠損相当額を社協の徴収不能引当金積立支出の決算額とし、算出されていた。

(表 1) 交付された補助金に係る算出

当該年度の不納欠損相当額	自主財源で補填できる額		
	延滞利息 収 入	受取利息配当金 収 入	市民福祉基金 事業繰入金収入
(A)	(B)	(C)	(D)
2,871,641 円	23,592 円	1,049 円	125,000 円
補助金額 (A) - (B + C + D)			2,722,000 円

市の説明によると「当該年度の不納欠損相当額」とは「翌年度に不納欠損処理する金額」で、平成 28 年度に不納欠損処理する金額は 2,858,041 円とのものであるので、その金額で算出すると、補助金は 2,708,400 円となる。

(表 2) 翌年度に不納欠損処理する金額から算出

当該年度の不納欠損相当額	自主財源で補填できる額		
	延滞利息 収 入	受取利息配当金 収 入	市民福祉基金 事業繰入金収入
(E)	(B)	(C)	(D)
平成 28 年度に 不納欠損 する金額			
2,858,041 円	23,592 円	1,049 円	125,000 円
補助金額 (E) - (B + C + D)			2,708,400 円

以上のとおり、これらの金額には、13,600 円の差異が生じている。

(5) 補助金の交付状況

ア. 交付決定

社協から補助金等交付申請書が提出され、当該申請書に係る書類を審査し、交付の決定がされていた。そのうち、生活資金貸付事業分は、1,077,000円であった。

イ. 交付請求

交付決定後、補助金等交付請求書の提出を受け、これを基に補助金を前金払いで交付していた。

ウ. 計画変更

社協から補助事業等計画変更届が提出され、変更内容を審査し、変更の決定がされていた。生活資金貸付事業分は、1,077,000円から2,722,000円へと増額する交付決定がされた。

エ. 交付確定

事業完了後、社協から補助事業等完了報告書（以下「完了報告書」という。）、事業報告書及び決算関係書類が提出期日までに提出され、事業が実施されていることや事業の決算額について、審査の結果適正な報告がなされていると判断し、交付確定している。その結果、他の事業も含めた補助金全体の金額に変更が生じたため、補助金の変更決定がされ、返還命令により返還させていた。なお、精算による生活資金貸付事業に係る補助金の変更及び返還命令はなかった。

生活資金貸付事業の審査については、完了報告書に添付されている資金収支決算内訳表に記載された借入金元金償還補助金収入に補助金額が計上されていること、支出の徴収不能引当金積立金支出に補助金額以上の額が計上されていることを確認しているとのことであった。しかしながら、補助金額の計算をしておらず、確認が不十分であった。

(6) 社協における貸付金及び補助金に係る資金について

市から社協への貸付金の原資は、一宮市生活資金貸付契約書第3条で、一宮市生活資金貸付制度要綱及び一宮市生活資金貸付業務委託契約書の約旨による業務活動の資金として使用しなければならないと規定されており、a預金通帳で他の事業とは別に管理されている。

市から交付された補助金のうち生活資金貸付事業分は、徴収不能引当金繰入資産としてb預金通帳で管理されている。不納欠損処理を行うとき、すなわち市から補助金が交付された翌年度に、不納欠損処理された金額分がb預金通帳からa預金通帳へ振り替えられる。

4 判断

平成 27 年度に社協に対し交付した補助金のうち生活資金貸付事業分について、次のように判断する。

請求人は、要綱で「償還金徴収不能引当金」と規定しているにもかかわらず、実際には過去の不良債権に対して補助しているため、要綱に違反した違法な公金の支出であると主張している。

一宮市生活資金貸付制度要綱で、社協は「この要綱に定める行為（委託業務）中、借受人に対して債権者の地位にあることを確認する。」と定められており、生活資金貸付事業の債権の帰属は社協にある。しかしながら、事業内容から返済不能となる可能性が高い事業を社協に委託したのは市であり、市がその事業から生じる損失を社協の負担とすることは適当でないと判断し、補助金の交付により損失を補填するに至ったことは、合理的であると判断する。また、それについては、請求人も同じ見解であることは、陳述で確認されている。したがって、本件支出は市の損害には当たらないと判断する。

また、要綱の「償還金徴収不能引当金」については、内規で「当該年度の不納欠損相当額から本会の自主財源で補填できる額を除いた額とする。」と定められている。「当該年度の不納欠損相当額」については、徴収不能となった未償還金の処理方法を市と社協で協議した結果、当該年度に時効期間を経過する未償還金と、既に時効期間が経過したもののうち当該年度に不納欠損することとした未償還金を徴収不能引当金として計上する合意がされたものである。それに基づき、市が「当該年度の不納欠損相当額」として過去の不良債権の額を含めて補助金を交付したことは、要綱に違反しているとは言えないものと判断する。

なお、請求人は福祉部福祉課専任課長に対し弁済を求めているが、これまでに述べたとおり、要綱違反もなく、市の損害も認められない。そもそも補助金に係る一連の意思決定は所定の手続を経て、市として判断されたものであるため、同専任課長に責任はない。

5 結論

以上、これまでに述べたとおり、平成 27 年度の社協に対し交付した補助金のうち生活資金貸付事業分については、違法又は不当な公金の支出には当たらず、専任課長に責任はない。したがって、請求人の主張には理由がないことから、請求は棄却する。また、監査対象事項で述べたとおりであるので、平成 25 年度及び平成 26 年度の補助金に対する請求は、法第 242 条第 2 項に定める要件を具備していないことから却下する。

6 意見

請求人の請求とは別に、本請求に基づく監査を実施した結果、次のような点がみられたので、以下に意見を述べる。

(1) 貸付金及び補助金の在り方について

先に述べたとおり、生活資金貸付事業は、貸付金の回収が難しい事業であり、不納欠損となった場合に、事業を委託した市が、その事業から生じる損失を補填するために補助金を交付することは理解できる。

ここで、不納欠損とは、債権の放棄または時効の成立等により、未償還金が徴収できなくなった場合に、その収入がないにもかかわらず当該徴収事務を終了させる会計上の内部手続のことであるから、不納欠損の処理には現金の支出を伴うものではない上、本事業の原資は市から貸し付けられている。つまり、本件においては、社協が不納欠損処理をする時点では、損失は発生するものの、資金の流出はない。本事業に係る原資を市に全額返還した時初めて社協に資金欠損が生じるものである。最終的に市からの貸付金が全額返済されることを鑑みれば、市から社協へ不納欠損相当額を補助することは妥当であると考えられる。しかしながら、貸付残高、未償還残高及び平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の補助金額について、資金面から総合的に判断すると、現状では市から社協へ過大に資金が流出していると言えなくもない。また、本事業の貸付実績は、平成 26 年度以降 0 件となっている。以上のことから、今後本事業を行うために必要な原資を除き、社協に貸付金を返還させることが望ましい。このことを踏まえて、適正な状態となるよう市と社協とで協議を行われたい。

(2) 社協における不納欠損処理について

社協が徴収不能となった未償還金を不納欠損とするにあたり、市はその貸付金に関する回収の経緯や徴収不能とした判断の妥当性を確認していなかった。不納欠損分について市の負担とする以上、社協の判断の妥当性を市でも把握し、判断する必要がある。また、昭和50年代からの古い債権についても、今後処理するとすれば、その処理段階での説明責任は市にあることを認識する必要がある。社協からの詳細な説明を求め、補助金の交付にあたり、適切な判断がされたことがわかるよう決裁で明らかにされたい。

(3) 要綱及び内規について

要綱における「償還金徴収不能引当金」について、その内容を内規で規定しているが、「当該年度の不納欠損相当額」及び「自主財源で補填できる額」については、その詳細を定めたものがなく、不明瞭であった。

市は、「当該年度の不納欠損相当額」とは、翌年度に不納欠損処理を行う予定の金額であり、当該年度に時効期間が経過する未償還金と既に時効期間が経過したもののうち当該年度に不納欠損することとした未償還金を合計した金額であるとしているが、交付確定時は、徴収不能引当金積立支出に計上された額で算出していた。要綱及び内規では、「当該年度の不納欠損相当額」の詳細を定めておらず、翌年度に不納欠損処理する額とも、徴収不能引当金積立支出に計上する額とも解釈することができ、平成27年度は前記3事実の調査(4)のとおり、金額に差が生じている。また、「当該年度の不納欠損相当額」を翌年度に不納欠損処理する額とすれば、補助金が交付された翌年度に、補助金額算出の根拠となる不納欠損額が確定すると考えられる。さらに、「自主財源で補填できる額」については、延滞利息収入、受取利息配当金収入及び市民福祉基金事業繰入金収入であるとして運用していたが、具体的に何を自主財源で補填できる額とするか定められていなかった。算出根拠を明確にするとともに、補助金の精算も含め、補助金額について過年度に遡り精査されたい。

補助金の原資が市民からの貴重な税金であることを踏まえ、明確な補助金額の算定ができるよう、またその説明責任を果たすことができるよう、疑義の生じる余地のない要綱及び内規となるよう整備をされたい。

(4) 社協の決算書類について

社協の決算書類のうち貸借対照表について、時効等により実質的に債権としての実在性がない貸付金があるにもかかわらず、債権として長期貸付金勘定に含まれて計上されていた。貸借対照表は、現実の期末の資産状況を表すものであるため、実在性がない債権については、不納欠損処理を行い債権から除外するべきである。また、それ以外の生活資金貸付金についても、その大半の回収が懸念される状況にあり、徴収不能引当金の積み増しが必要と考える。

さらに、平成 27 年度の補助金の受入を寄附金として処理していることも適切ではないと思料する。

社協の決算書類は補助金に関わることであるので、正しく作成されるよう社協を指導されたい。

(5) 予算に係る説明責任について

請求人の陳述にあるとおり、補助金の予算を計上するにあたり、当初予算で計上できるにもかかわらず、補助金の対象とする直近の不良債権に対するものと過去の古い不良債権に対するものを、当初予算と補正予算に分割し、なおかつ不納欠損相当額に対し補助金を交付するという特殊な事案にもかかわらず、関係予算を審議する福祉健康委員会でその説明もなかったことは、必要十分な説明が果たされていないと言わざるを得ない。前述のとおり、補助金の原資は市民からの貴重な税金であり、その支出にあたっては、相応の説明責任を果たす必要がある。予算の計上にあたっては、必要な説明責任を果たし、透明性の確保に努められたい。

一宮市職員措置請求書の修正と追加資料について

平成28年9月26日

一宮市監査委員殿

住所 -

氏名

住所 -

氏名

平成28年8月25日付にて提出いたしました「一宮市職員措置請求書について、下記の通り修正、追加資料の提出を致します。

記

修正内容：

1. 請求の趣旨2行目

「市から社協へ出向中の前総務課長等と共謀し」を「市退職後再雇用希望で社協に再雇用された常務理事らと共謀し」に訂正願います。

2. 追加添付資料

①補助事業等計画変更届（25年度分、添付資料1の追加）

②27年度貸借対照表（インターネットより）

③平成28年度 一宮市社会福祉協議会 予算 資金収支内訳表 関係部分（インターネットより…マーカー部分と②等と整合性ない）

以上



一宮市職員措置請求書

福祉部福祉課、 専任課長は市から出向中の 一宮社会福祉協議会（以下社協という）総務課長と連帯して、市に 7,923,000 円返済すること。又は、社協に返還させることを求めます。

1. 請求の趣旨

- ① 専任課長は、社協からの要請で社協の過去の生活資金貸付金の不良債権を処理するため、市から社協へ出向中の前総務課長等と共謀し、一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱記載の「(補助金の対象経費及び交付額) 第 3 条 (4) 項生活資金貸付事業 ア. 償還金徴収不能引当金」の追加改訂（平成 25 年 4 月 1 日施行）を行い、実際は、過去の不良債権の処理であることを知りながら、「借入金元金償還補助金勘定」名目で平成 25 年度 2,033,000 円・26 年度 3,168,000 円、支払ってきた実績があるため、27 年度も断り切れず (4) 項を都合のよいように拡大解釈し、社協 総務課長の要望のまま、当初予算額で 1,077,000 円計上し、補正予算額で 1,645,000 円増額し合計 2,722,000 円が生活資金貸付事業費（償還金徴収不能引当金）として平成 28 年 5 月 20 日付「27 一宮福祉指令第 68 号」で交付決定され、要綱に違反するお金が補助金として支払われた。社協は長期運営資金借入金元金償還寄付金収入として処理。(25・26 年度は借入金元金償還補助金収入として処理)
- 尚この件は、社協幹部全員が実態を認識しており、又、市も専任課長は

上記記載の通り実態を十分把握しており、そのうえ、当初予算額は少ない金額で計上し、償還不能引当金勘定でありながら、補正で当初計画を大幅に上回る金額を計上し、支払うという極めて悪質な談合により本来払うべきでない公金が支払われております。しかも社協が情報公開している資金収支内訳表では、借入金元金償還寄付金収入に分類されております。

上記の通り、極めて計画的で悪質な不正行為（犯罪）であり、罰則を加味し、当初から3年間全ての支払いに対し連帯で全額弁済、又は、社協に返還させることを求めます。

②27年度の社協の組織は課長以上すべて市からの出向者・市役所出身者で構成されており、前述の通り本来チェックすべき市から出向の総務課長が不正の窓口であった現実を真摯に受け止め二度とこのようなことが起こらないよう、出向者を含め関係した職員・上司を調査し全員に厳しい処分を求めます。

2. 請求者 {質問等連絡は [REDACTED] までお願い致します。}

住所 一宮市 [REDACTED]

職業 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

住所 一宮市 [REDACTED]

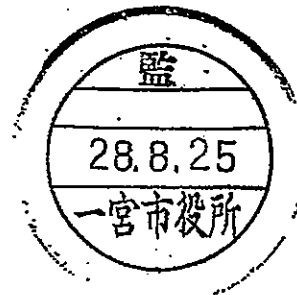
職業 [REDACTED]

○ 氏名 [REDACTED]

上記、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、
必要な措置を請求します。

平成 28 年 8 月 25 日

一宮市監査委員殿



添付資料

1. 行政文書公開決定通知書 28 一宮福祉第 2185 号補助金等変更決定通知書
(補助金等変更決定通知書・補助金等返還命令通知書・資金収支決算内訳表)
2. 一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱
3. 年度別償還金徴収不能引当金支払い状況表
4. 平成 27 年度 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会 予算

以上

一宮市職員措置請求書の修正と追加資料について

平成28年9月26日

一宮市監査委員殿

住所 一宮市

氏名

住所 一宮市

氏名

平成28年8月25日付にて提出いたしました「一宮市職員措置請求書について、下記の通り修正、追加資料の提出を致します。

記

修正内容：

1. 請求の趣旨2行目

「市から社協へ出向中の前総務課長等と共謀し」を「市退職後再雇用希望で社協に再雇用された常務理事らと共謀し」に訂正願います。

2. 追加添付資料

①補助事業等計画変更届（25年度分、添付資料1の追加）

②27年度貸借対照表（インターネットより）

③平成28年度 一宮市社会福祉協議会 予算 資金収支内訳表 関係部分（インターネットより…マーカー部分と②等と整合性ない）

以上



不良債権処理30年放置

生活資金貸付 一宮市社協、1130万円

愛知県一宮市の低所得者向け生活資金貸付事業で、事業委託されている同市社会福祉協議会（市社協）が、時効で回収の見込みのない過去の貸付金の会計処理を二〇二二年年度まで三十年近く、放置していたことが分かった。一三年度で時効となった貸付金は総額約千五百二十五万円に上る。市は一三年度から、議会への説明なく補助金を穴埋めしていた。

（梶山佑）

市は取材に、「一連の対応が不適切だったことを認め、来年度から補助金を廃止する方針を明らかにした。」

事業は一九七八年に創設。災害や病気などで急な出費があった低所得者が二年間無利子で最大二十万円借りられる。十年経過すると時効が成立する。

市によると、これまでに五百二十八世帯が利用し、四百十世帯が返済。時効を迎えた場合、借主と連絡が取れなくなるなどして不良債権化した場合は回収を断念し、損失として会計処理をする必要がある。

返済期限を過ぎたもの、滞りなどで催促していたが、返済の見込みがない不良債権は遅くとも八三年には発生。ところが、市社協は必要な会計処理を行わず、損失が出ていないことになってきた。「当初から不良債権化を想定しておらず、対応できなかった」（市社協理事）。

一三年度に内部で問題化し、市と市社協が協議。将来の損失に備える「引当金」名目で、新たな補助金をつくり、これまでの損失を補填することにした。補助金は要綱と内規を変更してつくり、市議会には説明していなかった。補助金はらみ、昨年度末の貸付金残

を二〇二二年年度まで約七百九十万円が支給され、全て穴埋めに使われたという。

穴埋め後も不良債権は膨らみ、昨年度末の貸付金残

高計千五百万円のうち大半が回収できない見通しという。

市内の男性が八月、補助金を過去の不良債権の補填に使ったのは違法として監査請求。監査委員は「市の事業の損失を補助金で補填することは違法な支出でない」と棄却したが、市議会に説明していないことを批判。「必要な説明責任を果たし、透明性の確保に努める」ように求めた。

市社協は「貸付金制度のあり方も含めて見直ししていきたい」と話している。

穴埋め補助金廃止へ

社協問題で一宮市 貸付事業は継続

一宮市の低所得者向け生活資金貸付事業を委託されている市社会福祉協議会（市社協）が回収見込みのない貸付金の会計処理を三年近く放置し、二〇二三年年度以降に市が補助金を穴埋めしていた問題で、同市の真野克彦市長は十二日の市議会福祉健康委員会と内規の該当部分を訂正する方針を示した。

また、貸付事業について一四、一五年度の利用実績がなかったことを挙げながらも一生活用者の自立支援に活用できる」として当面継続する方針を明らかにした。

一方、当時の市担当者らの責任について福祉副市長は「責任の所在は不明」と述べ、五日の市議会定例会では「できる限り調査をしたい」と答弁していたが、補助金の穴埋めについては「放置の額が膨れ上がる前に対処しようとした是正措置だった」として理解を求めた。議会に説明せずに補助金の支出を始めたことについては「市社協への補助金の総額のうち、わずかな額を弁明。聞かされたらきちんとお答えしていた」と述べた。

事業では、低所得者

一三年度に内部で問題化し、市と市社協が協議。将来の損失に備える「引当金」名目で、新たな補助金をつくり、これまでの損失を補填することにした。補助金は要綱と内規を変更してつくり、市議会には説明していなかった。補助金はらみ、昨年度末の貸付金残

中日新聞社
2016年(平成28年) 12月13日(火)
尾張版

夕刊
中日新聞社
2016年(平成28年) 12月3日(土)

散 会	38
-----	----

12月5日

議事日程(第2号)	39
-----------	----

出欠席議員の番号、氏名	39
-------------	----

地方自治法第121条の規定により出席した者の職、氏名	39
----------------------------	----

事務局職員出席者	40
----------	----

開 議	40
-----	----

(一般質問)

中 村 一 仁 君	40
-----------	----

- 1 理科離れ対策
- 2 中央図書館学習室の利用
- 3 データヘルスによる医療費削減

服 部 修 寛 君	54
-----------	----

- 1 ポケモンGO 運転中の操作規制要請について
- 2 青木川・日光川治水対策事業について
- 3 健康日本21いちのみや計画
 - (1) 市民の健康づくり
 - ① 血糖値スパイクが危ない
 - ② 異所性脂肪の蓄積
- 4 おもいやりあふれるまちづくり
 - (1) つむぎロードに点字ブロック設置を
 - (2) 優先席の表示について
- 5 一宮市社会福祉協議会の生活資金貸付業務にかかわる監査結果について
- 6 イタセンパラの保護について

高 橋 一 君	73
---------	----

- 1 市役所のパソコン廃棄について
- 2 プールでの活動量計使用、タトゥーについて

花 谷 昌 章 君	85
-----------	----

- 1 i-ビルについて

2 産業体育館について	
3 おでかけ広場について	
森 利 明 君	9 7
1 発達障害について	
2 児童クラブの運営について	
尾 関 宗 夫 君	1 0 9
1 市民の安全を守る災害防止への取り組みについて	
(1) 浸水被害の実態と対策について	
2 核兵器廃絶を求める「被爆者行脚」に同席して	
3 地域の文化交流を高め、生涯学習の場、公民館のあり方について	
4 医療・介護総合法による地域医療、介護現場等の課題について	
5 公共交通の充実で安心して住み続けられるまちづくりを	
散 会	1 2 4

12月6日

議事日程(第3号)	1 2 5
出欠席議員の番号、氏名	1 2 5
地方自治法第121条の規定により出席した者の職、氏名	1 2 5
事務局職員出席者	1 2 6
開 議	1 2 6
(一般質問)	
則 竹 安 郎 君	1 2 6
1 尾西生涯学習センター西館閉館への対応と地区公民館の利用について	
2 i-タクシーについて	
3 可燃ごみ収集方法について	
島 津 秀 典 君	1 4 1
1 介護予防事業における芸術療法の活用について	
2 有害鳥獣による被害とその防止対策について	
井 上 文 男 君	1 5 0
1 今後のまちづくりについて	

議 事 日 程 (第 2 号)

1 2 月 5 日 (月 曜 日) 午 前 9 時 2 9 分 開 議

1 一 般 質 問 について

出 席 議 員 (38 名)

1 番	渡 部 晃 久	2 番	佐 藤 英 俊	3 番	井 田 吉 彦
4 番	島 津 秀 典	5 番	鵜 飼 和 司	6 番	森 ひとみ
7 番	河 村 弘 保	8 番	橋 本 浩 三	9 番	中 村 一 仁
10 番	高 橋 一	11 番	長 谷 川 八 十	12 番	則 竹 安 郎
13 番	井 上 文 男	14 番	竹 山 聡	15 番	森 利 明
16 番	高 木 宏 昌	17 番	水 谷 千 恵 子	18 番	彦 坂 和 子
19 番	西 脇 保 廣	20 番	伊 藤 裕 通	21 番	岡 本 将 嗣
22 番	花 谷 昌 章	23 番	横 井 忠 史	24 番	和 田 彌 一 郎
25 番	大 津 純	26 番	京 極 扶 美 子	27 番	柴 田 雄 二
28 番	尾 関 宗 夫	29 番	服 部 修 寛	30 番	谷 祝 夫
31 番	渡 辺 之 良	32 番	日 比 野 友 治	33 番	浅 井 俊 彦
34 番	太 田 文 人	35 番	松 井 哲 朗	36 番	平 松 邦 江
37 番	渡 辺 宣 之	38 番	末 松 光 生		

欠 席 議 員 (な し)

地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ り 出 席 し た 者

市 長	中 野 正 康	副 市 長	福 井 斉
企 画 部 長	熊 沢 裕 司	総 務 部 長	和 家 淳
市 民 健 康 部 長	船 橋 多 津 雄	福 祉 部 長	真 野 克 彦
こ ど も 部 長	栗 山 欣 也	環 境 部 長	波 多 野 富 泰
経 済 部 長	児 嶋 幸 治	ま ち づ ぐ り 部 長	加 藤 重 明
ま ち づ ぐ り 部 参 事 (建 築 担 当 部 長)	近 藤 俊 伸	建 設 部 長	間 宮 敏 博
会 計 管 理 者	高 崎 悟	教 育 長	中 野 和 雄
教 育 文 化 部 長	杉 山 弘 幸	水 道 事 業 等 管 理 者	小 塚 重 男

5点目として、平成28年10月25日付、28一宮監査発第26号、一宮市社会福祉協議会の生活資金貸付業務にかかわる監査結果についてお尋ねをいたします。

市民の皆様の信託を得て、議員としてことしで18年目を迎えますが、これほど厳しい意見が出された監査結果は経験がありません。監査結果報告書の内容を紹介した後に、市の対応をお聞きしたいと思います。

監査委員の意見として、一宮市社会福祉協議会の生活資金貸付業務の（1）貸付金及び補助金のあり方については、貸付残高、未償還残高及び平成25年度から平成27年度までの3年間の補助金額について資金面から総合的に判断すると、現状では市から社協へ過大に資金が流出していると言えなくもない。また、本事業の貸付実績は、平成26年度以降ゼロ件となっている。以上のことから、今後、本事業を行うために必要な原資を除き、社協に貸付金を返還させることが望ましい。このことを踏まえて、適正な状態となるよう市と社協とで協議を行われたい。とのことであります。

でありますから、監査委員からは、現在は適正な状態にはなっていないという指摘であります。

（2）社協における不納欠損処理について。

社協が徴収不能となった未償還金を不納欠損とするに当たり、市はその貸付金に関する回収の経緯や徴収不能とした判断の妥当性を確認していなかった。不納欠損分について市の負担とする以上、社協の判断の妥当性を市でも把握し、判断する必要がある。また、昭和50年代からの古い債権についても、今後処理するとすれば、その処理段階での説明責任は市にあることを認識する必要がある。社協からの詳細な説明を求め、補助金の交付に当たり、適切な判断がされたことがわかるよう決裁で明らかにされたい。とのことであります。

指摘されているように、説明責任は市にあり、決裁で明確にしていきたいと思っております。

（3）要綱及び内規について。

要綱における償還金徴収不能引当金について、その内容を内規で規定しているが、当該年度の不納欠損相当額及び自主財源で補填できる額については、その詳細を定めたものがなく、不明瞭であった。自主財源で補填できる額については、具体的に何を自主財源で補填できる額とするかが定められていなかった。算出根拠を明確にするとともに、補助金の清算も含め、補助金額について過年度にさかのぼり、精査されたい。

過去からの補助金の清算も含めて、補助金額についても明確にしていきたい。

さらに、監査委員からは、補助金の原資が市民からの貴重な税金であることを踏まえ、明

確な補助金額の算定ができるよう、またその説明責任を果たすことができるよう、疑義の生じる余地のない要綱及び内規となるよう整備をされたい。との意見が出されています。

当然といえば、当然のことでありますので、速やかに対処を願いたいと思います。

(4) 社協の決算書類について。

社協の決算書類のうち貸借対照表について、事項等により実質的に債権としての実在性がない貸付金があるにもかかわらず、債権として長期貸付金勘定に含まれて計上されていた。貸借対照表は、現実の期末の資産状況をあらわすものであるため、実在性のない債権については不納欠損処理を行い、債権から除外すべきである。また、それ以外の生活資金貸付金についても、その大半の回収が懸念される状況にあり、徴収不能引当金の積み増しが必要と考える。さらに、平成27年度の補助金の受け入れを寄附金として処理していることも適切ではないと史料する。社協の決算書類は、補助金にかかわることであるので、正しく作成されるよう社協を指導されたい。

どうか厳しく指導をお願いします。

(5) 予算に係る説明責任について。

補助金の予算を計上するに当たり、当初予算で計上できるにもかかわらず、補助金の対象と直近の不良債権に対するものと過去の古い不良債権に対するものを、当初予算と補正予算に分割し、なおかつ不納欠損相当額に対し、補助金を交付するという特殊な事案にもかかわらず、関係予算を審議する福祉健康委員会でその説明もなかったことは、必要十分な説明が果たされていないと言わざるを得ない。前述のとおり、補助金の原資は市民からの貴重な税金であり、その支出に当たっては、相応の説明責任を果たす必要がある。予算の計上に当たっては、必要な説明責任を果たし、透明性の確保に努められたい。

極めて厳しい監査委員の監査結果であります。

この事案に関し、一昨日の12月3日土曜日、中日新聞夕刊において、不良債権処理30年放置、生活資金貸付一宮市社協1,130万円の見出しで、社協が時効で回収の見込みのない過去の貸付金の会計処理を2012年度まで30年近く放置していることがわかった。12年度で時効となった貸付金は総額約1,130万円に上る。市は、13年度から議会への説明なく補助金で穴埋めをしていた。記事本文を読みますと、返還の見込みない不良債権を、遅くとも87年には発生、ところが社協は必要な会計処理を行わず、損失が出ていないことになっていた。中略しますが、10年度に内部で問題化、市と社協が協議、将来の損失に備える引当金名目で新たな補助金をつくり、これまでの損失を補填することにした。補助金は要綱と内規を変更してつ

くり、市議会には説明していなかった。補助金は13年から15年度に約790万円が支給され、全て穴埋めに使われたという。穴埋め後も不良債権は膨らみ、昨年度末の貸付金残高計1,500万円の大半が回収できない見通しという記事であります。12月4日、日曜日の朝刊にも同様の記事が掲載をされています。

一宮市社会福祉協議会の幹部役員は市の職員のOBが過半を占めており、問題化した後に市と市社協が協議して引当金名目のある新たな補助金をつくったといえます。市も深くかかわっていることになります。監査委員から指摘を受けるまでもなく、議会への報告がなされていないことはまさしく議会軽視であり、市民不在の市政と言わざるを得ません。極めて遺憾であります。議会への具体的な報告について、限られた時間でありますのでこの席では求めませんが、今後、いつどの機会にどのように議会に報告・説明を行うのかお答え願いたいと思います。また、東京都の豊洲問題ではありませんが、具体的に誰に責任があったのか、過去にさかのぼり責任所在を明確にさせていただきたいと思います。監査委員からの指摘をどのように受けとめ、どのように対処していくお考えか、副市長にお尋ねをいたします。

◎副市長（福井 斉君） 今、議員から御紹介のありました今回の監査委員からの御指摘につきましては、市としても重く受けとめておるところでございます。既に市と社会福祉協議会とでこの事務処理の適正なあり方について検討し始めておりますので、今議会の福祉健康委員会の場をおかりしまして、現段階での協議の進捗状況を御報告できればというふうに思っております。

また、過去にさかのぼっての責任の所在についてということでございます。こちらについては、この制度が始まったのが、私自身がこの市に奉職する以前から始まっておりまして、大変古いということでもあります。したがって、過去の記録の保管状況あるいは関係者からの考えの聞き取りなど、なかなか難しいということが想定されますので、十分なことができるかわかりませんが、できる限りの調査をしていきたいというふうに考えております。

◆29番（服部修寛君） よろしく対処をお願いしたいと思いますし、お話がありましたように、今議会の福祉健康委員会での御説明があらうかということでございますので、また議長のほうもおとりなしをよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

今、お話がありましたが、この制度が始まりましたのは、一宮市生活資金貸付業務委託契約書というのを見ますと、昭和50年1月16日、契約者は当時の森鉦太郎市長でございました。その時代から始まっているということでございます。調査できる範囲でよろしくお願い申し上げます。くどいようではありますが、原資は市民から預かりま

した貴重な税金でございますので、どうかその使用につきましては、慎重に説明責任を果たしていただきたいなと思います。

最後に、文化財保護法により国の天然記念物に指定され、環境省において種の保存法により国内希少野生動植物種、環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠA類に指定されている淡水魚のコイ科タナゴ亜科タナゴ属に分類されているイタセンパラの保護についてお尋ねします。

ことしの9月24日、25日に、岐阜大学を会場にして開催されました日本魚類学会年会において、愛知県立木曾川高校総合実務部のイタセンパラに関する研究発表が、高校生研究発表優秀賞に選定されました。

教育長にお尋ねしたいと思います。

文化財保護法による国の天然記念物、種の保存法による国内希少野生動植物種の指定がなされている生物とは、どのようなものとお考えでありますか。あわせて、今回の木曾川高校の総合実務部のイタセンパラに関する研究発表が高校生研究発表優秀賞に選定されたことに対して、どのように感じておられますでしょうか。

◎教育長（中野和雄君） 文化財保護法第2条、文化財の定義の中で、天然記念物とは「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの」というふうに規定をされております。また、国内希少野生動植物種につきましては、環境省所管の法律になりますが、1992年に制定されました「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、通称種の保存法で、絶滅のおそれのある国内希少野生動植物種として指定されている動植物でございます。捕獲や譲渡が禁止されており、良好な自然環境を保全し、種の保全を図っていくべき貴重な生物であり、国民の財産であり、長く後世に伝えていくべき文化財であると考えております。

木曾川高校につきましては、平成27年7月から校内でイタセンパラの飼育を始められたことをきっかけとしまして、総合実務部の活動で、去る9月24日、25日、岐阜大学で開催されました「2016年度日本魚類学会年会高校生研究発表会」に出場され、優秀賞を受賞されました。今年度からは、一宮高校生物部におきましても飼育を開始し、生物・環境などの研究と普及・啓発活動の大きな柱を高校生が担ってくれることを期待しております。これからも育てる活動をサポートしていきたいというふうに考えております。

◆29番（服部修寛君） 今お話がございましたが、平成26年に、初めて尾西歴史民俗資料館でイタセンパラの展示が始まりました。そのときに、この木曾川高校の皆さんにお世話を願っ

行政文書非公開決定通知書

30一宮福祉発第542号
平成30年6月11日

様

一宮市長 中野 正康 印



平成30年5月18日付けで公開の請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないこととしましたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

行政文書の件名	・28年12月5日一宮市議会本会議で副市長が社協と市で事務処理の打合せをすでに始めているとの説明であったがその進行状況等すべてがわかる資料
請求書受理年月日	平成30年5月18日
公開しないこととした理由	■公開請求に係る行政文書を保有していないため。 <input type="checkbox"/> 一宮市情報公開条例第7条第1項第 号に該当するため。 <input type="checkbox"/> 一宮市情報公開条例第9条に該当し、存否を明らかにしないで、公開請求を拒否するため。 <input type="checkbox"/> 一宮市情報公開条例第9条の2に該当し、不適法な公開請求を拒否するため。 <input type="checkbox"/> 一宮市情報公開条例第14条に該当し、他の制度により公開されるため。 []
上記の理由がなくなる期日(※)	年 月 日 公開を希望する場合は、同日以後、改めて請求してください。
主 務 部 課 名	福祉部 福祉課 電話 28-9015 (直通)

(※) は、期日をあらかじめ明示することができるときに記入します。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、一宮市長 に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、一宮市を被告として取消しの訴えをすることもできます。

行政文書非公開決定通知書

30一宮福祉発第1219号
平成30年8月29日



様

一宮市長 中野 正康



平成30年8月17日付けで公開の請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないこととしましたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

<p>行政文書の件名</p>	<p>・平成28年度12月議会において副市長はすでに社協との事務処理について適正にするよう打合せをはじめたとの説明であったが、今までに打合せが行われた回数及び決まったことに関する資料すべて。</p>
<p>請求書受理年月日</p>	<p>平成30年8月17日</p>
<p>公開しないこととした理由</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 公開請求に係る行政文書を保有していないため。 <input type="checkbox"/> 一宮市情報公開条例第7条第1項第. 号に該当するため。 <input type="checkbox"/> 一宮市情報公開条例第9条に該当し、存否を明らかにしないで、公開請求を拒否するため。 <input type="checkbox"/> 一宮市情報公開条例第9条の2に該当し、不適法な公開請求を拒否するため。 <input type="checkbox"/> 一宮市情報公開条例第14条に該当し、他の制度により公開されるため。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> </p>
<p>上記の理由がなくなる期日(※)</p>	<p>年 月 日 公開を希望する場合は、同日以後、改めて請求してください。</p>
<p>主務部課名</p>	<p>福祉部 福祉課 電話 28-9015 (直通)</p>

(※) は、期日をあらかじめ明示することができるときに記入します。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、一宮市長 に対して審査請求をすることができます。

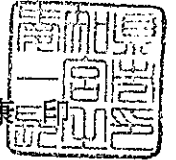
また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、一宮市を被告として取消しの訴えをすることもできます。

行政文書非公開決定通知書

31一宮福祉発第2234号
平成31年1月18日

様

一宮市長 中野 正康



平成31年1月4日付けで公開の請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないこととしましたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

<p>行政文書の件名</p>	<p>①平成28年度12月5日一宮市議会本会議で服部議員の質問に対し福井副市長は「既に社会福祉協議会とでこの事務処理の適正な在り方について検討し始めております」(本会議議事録p68)との発言があったが、検討回数・検討内容・報告者等ある関連資料全て ②生活資金制度事務取扱要領8.報告の「生活資金貸付事業実績報告書」(様式第7号)不備があるため修正指示済とのことであったが修正資料すべて ③生活資金制度事務取扱要領6.償還金の支払い免除(2)で調査委員会で審議のうえ、市長の承認を得なければならないとあるが申請書および承認書あるものすべて ④福祉金庫資金融資貸付要綱第3条規定の社会福祉協議会の毎年度の貸付状況を市へ報告するものとする、の報告書全て</p>
<p>請求書受理年月日</p>	<p>平成31年1月4日</p>
<p>公開しないこととした理由</p>	<p>■公開請求に係る行政文書を保有していないため。 <input type="checkbox"/>一宮市情報公開条例第7条第1項第 号に該当するため。 <input type="checkbox"/>一宮市情報公開条例第9条に該当し、存否を明らかにしないで、公開請求を拒否するため。 <input type="checkbox"/>一宮市情報公開条例第9条の2に該当し、不適法な公開請求を拒否するため。 <input type="checkbox"/>一宮市情報公開条例第14条に該当し、他の制度により公開されるため。 []</p>
<p>上記の理由がなくなる期日(※)</p>	<p>年 月 日 公開を希望する場合は、同日以後、改めて請求してください。</p>
<p>主務部課名</p>	<p>福祉部 福祉課 電話 28-9015 (直通)</p>

(※)は、期日をあらかじめ明示することができるときに記入します。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、一宮市長 に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、一宮市を被告として取消しの訴えをすることもできます。

平成28年 12月 福祉健康委員会

福祉健康委員会記録

開催日時 平成28年12月12日 午前9時27分開会 午後2時21分閉会

開催場所 第1委員会室

出席委員 委員長 京極扶美子 副委員長 長谷川八十
委員 井田吉彦 委員 河村弘保
委員 中村一仁 委員 高木宏昌
委員 横井忠史 委員 柴田雄二
委員 日比野友治

欠席委員 委員 橋本浩三

紹介議員 尾関宗夫

出席説明員 副市長 福井 斉 病院事業管理者 原 誠
市民健康部長 船橋多津雄 福祉部長 真野克彦
こども部長 栗山欣也 病院事業部長 長谷川裕史
総務部長 和家 淳
市民健康部次長（兼尾西事務所長、兼木曾川事務所長）
佐藤賢治
福祉部次長 石原秀雄 こども部次長 伊藤祐幸
病院事業部次長（兼経営企画課長）
古田幸康
木曾川市民病院事務局長（兼業務課長）
中島 勝 総務部次長 吉田健二
市民課長 落合邦彦 保険年金課長 河岸勝己
健康づくり課長 前里秀成 尾西事務所総務管理課長
小川洋子
尾西事務所窓口課長 木曾川事務所総務管理課長
高瀬裕男
杉山健次
木曾川事務所窓口課長 中央看護専門学校教務課長
山内光代
中林善典
中央看護専門学校事務局長 福祉課長 橋本宜季
川合浅香
生活福祉課長 平松金英 高年福祉課長 山田浩三
介護保険課長 加藤伸治 子育て支援課長 野村雅昭
保育課長 野田典子 青少年育成課長 山口恵威二
いずみ学園長 宇佐見茂子 朝日荘長 高橋虎行

市民病院管理課長 中村高規
市民病院業務課長 伊藤敏幸
財政課長 滝野弘巳
事務局職員出席者 議会事務局長 平林信幸 議会事務局次長（兼庶務課長）
岩田貞二
議事調査課長 大塚 孝 議事調査課専任課長
神谷真吾
議事調査課主任（委員会担当書記）
鈴木章平

議題とした事件

議案第78号 平成28年度愛知県一宮市一般会計補正予算

第1表 歳入歳出予算補正

2款 総務費

1項 総務管理費

14目 尾西庁舎費

15目 木曾川庁舎費

3項 戸籍住民登録費

3款 民生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1目 保健衛生総務費

2目 予防費

3目 保健事業費

6目 口腔衛生センター費

8目 中央看護専門学校費

.....関係歳入.....

第2表 繰越明許費

第3表 債務負担行為補正（関係分）

第4表 地方債補正（関係分）

議案第80号 平成28年度愛知県一宮市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第81号 平成28年度愛知県一宮市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

議案第82号 平成28年度愛知県一宮市介護保険事業特別会計補正予算

議案第84号 平成28年度愛知県一宮市病院事業会計補正予算

議案第93号 一宮市手数料条例の一部改正について

議案第95号 一宮市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第96号 一宮市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第103号 一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第109号 損害賠償の額の決定について

請願書第29号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める件

請願書第30号 年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める件

(従来からの継続審査案件)

請願書第22号 マクロ経済スライドの廃止と最低保障年金制度の実現を求める件

請願書第23号 肺炎球菌ワクチンの公費助成と、65歳以上の接種を求める件

請願書第24号 公共施設を活用した児童クラブの拡充を求める件

当局からの報告事項

社会福祉協議会の生活資金貸付事業について

子育て世代包括支援センター事業について

朝日老人福祉センターの耐震診断結果について

午前9時27分 開会

○委員長（京極扶美子君） ただいまより福祉健康委員会を開会いたします。

初めに、過日報道にありました社会福祉協議会の生活資金貸付事業について、本委員会で報告を聴取します。

◎福祉部長（真野克彦君） 過日新聞で記載がございました生活資金貸付事業は、社会福祉協議会のほうに委託している事業でございます。これについて、お騒がせしたことについておわび申し上げます。今回お時間をいただきまして、この生活資金貸付事業について、その経緯と今後の対応ということで御説明をさせていただきたく時間をいただきたいと思います。

まず経緯でございますが、生活資金貸付事業は昭和53年度より一宮市から一宮市社会福祉協議会に業務委託し、その原資は市から社会福祉協議会に貸し付けるという形で始まりました。追加資料で仕組みをお示ししましたのでごらんください。事業内容は、市民生活の安定を図ることを目的として、災害、疾病、出産、葬儀等による不時の支出及び一時的な収入減により生活が困窮している低所得世帯に対して20万円を限度に無利子で資金を貸し付けるといったものでございます。事業の性格上、未償還金が生ずることは想定できましたが、その処理についての取り決めはなされておらず、社協に未償還金が積み上がっていくという状況になっておりました。未償還金の処理については、平成24年度、市と社会福祉協議会とで協議いたしまして、市は不納欠損相当額に対し補助金を交付し、社会福祉協議会はその補助金をもとに不納欠損処理をしていくこととし、平成25年度から27年度までの3年間で合計792万3,000円の補助金を交付いたしております。このことについては平成28年8月に要綱に違反した違法な支出であるとして住民監査請求が提起されましたが、同年10月にその請求は棄却されました。

今後の対応といたしまして、請求は棄却されましたが、監査結果報告の中で5項目の意見を付されました。その意見に沿って対応を説明させていただくわけですが、まず社会福祉協議会の会計処理の仕方、また市の事務対応について慎重さに欠けていたところがあったことからの指摘がございます。これにつきまして、まず1つ目は、貸付金及び補助金のあり方については、不納欠損相当額に対する補助は、社会福祉協議会において不納欠損処理をする際、資金を必要としないことから当面取りやめといたします。生活資金貸付事業に必要な原資を除き、社会福祉協議会から返還金を受け入れます。今議会の補正予算案に社会福祉協議会補助金の減額と貸付金償還金収入を計上いたしております。

2つ目に、社会福祉協議会における不納欠損処理については、市側においても妥当性を確認してまいります。

3つ目といたしまして、これに関する要綱及び内規について、先ほど御説明いたしましたとおり不納欠損相当額に対する補助は当面取りやめといたしまして、当該規定については削除の方向で検討中でございますが、いずれにしても疑義が生ずる余地のないよう要綱及び内規について整備をしてまいります。

4つ目といたしまして、社会福祉協議会の決算処理については、御指摘いただいた不適切な部分を正しく作成されるよう社会福祉協議会に対する指導に努めます。

最後に、予算に係る説明責任については、今回の件に限らず、市民の貴重な税金の使い方である予算の説明責任を果たし、透明性の確保に努めてまいります。なお、生活資金貸付事業は、平成26年度、27年度と利用実績はございませんでしたが、生活困窮者の自立支援において活用できるものと判断をいたしておりますので、当面継続してまいります。

◎副市長（福井斉君） 本件につきまして、監査委員の監査結果は、請求人の請求に係る担当した専任課長の行為を違法または不当な交付金の支出に当たらないと結論づけており、その点では市の説明が受け入れられたと思っております。しかしながら、結論の後ろに付記された意見で、5項目にわたって今後のためには是正したほうがよい点を御指摘いただいております。それについては今、福祉部長が説明したとおり是正についての方向性を御説明したところであります。

一方、先日の一般質問の中で服部議員から責任の所在についての説明も求められ、委員会で説明するとお答えをしておりますので、その部分については私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。すなわち今回の一連の事務処理は、市と社協の連携のまずさから生じておりました未償還金の問題に市が遅まきながら気がつき、より大きな額に膨れ上がる前に整理しようという積極的な是正措置を講ずるのが目的であって、動機においてやましいことは一切ございません。また、一円たりとも新たな損害を発生させてはおりません。

そうしたことで、今回議会への説明がなかった点はどうかということでございます。し

かしながら、これも平成 25 年度の当初予算の市から社協への補助金の総額は 1 億 8,000 万 8,000 円であり、その中に額にしてわずか 83 万 9,000 円、率にしますと 0.47%含まれておるだけでございます。社協に限らず社会福祉事業団など恒常的に毎年のように補助金や指定管理料を交付している相手であっても、毎年何がしかの特殊事情が生じ、補助金などの額が相当程度上下するものであります。例えば社協への補助金は、平成 27 年度の当初予算では 1 億 7,300 万円余、平成 28 年度は 1 億 8,100 万円余ということで、727 万 5,000 円の増額となっております。こうしたことについても逐一は御説明してきておりません。そういうことを説明しておると委員会の審議に大変時間を要するというので、お尋ねがあればお答えするというので、資料を手元に持って態勢を整えておるということでございます。今回の 83 万 9,000 円もそうしたぶれの範囲でありまして、私どもとしては大きな変動という認識はございませんでした。

もう 1 点、先ほども申し上げましたが、過去の処理を不適切な会計処理といいますか、整理されていなかった部分を今回きちんとしようという、前向きの行為で取り組んだものでありまして、不正を闇から闇へ葬ろうなどという考えはつゆほども持っておりませんでした。こういった状況を総合的に判断して、これまで私どものほうからは説明をしてこなかったということでございます。監査委員の結論の後の意見のところにも、説明責任を果たすとか、そういった言葉が 3 回ほど出てまいります。しかし、私どもはこの説明責任の果たし方も、もちろん事前に、ああ、これは説明しておいたほうが良いなということで説明することも説明責任であります。聞かれたらきちんとお答えできるようにしておく、襟を正しておくというのも説明責任の果たし方の一つだと思います。今回は、監査委員の調査についてもきちんと説明ができており、私どもの主張が認められたという認識であります。したがって、今回のことについてはどこに誰がどんな責任を持つかということについては、言いかえればみんなで考えて、将来にさらにツケを残さないように前向きに取り組んだ結果が、ある意味目に触れたということでもありますので、責任の所在を云々という事案ではないというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。どうしてもということでありましたら、これは退職した人ではありますが、そういったことを決定したときの最高の責任者は、当時の福祉こども部長とそれから予算査定で一番の責任者であります当時の総務部長、いわゆる私であります。その決定のところにおった一番の責任者はこの両名であろうかと思っております。

○委員長（京極扶美子君） ただいまの報告は予算案に関連するものですので、御質疑は議案の提案理由を説明後にお願いします。

これより議事に入りますが、本日は付託案件の審査終了後、当局より 2 件の報告事項がありますのであらかじめ御承知おきを願います。

本日の議題は 8 日の本会議において付託されました諸案件についてであります。お手元に配付してあります付託表のうち、議案第 78 号、本委員会関係分から議案第 109 号までを

一宮市生活資金貸付業務委託契約書

一宮市生活資金貸付制度に関する業務について、一宮市（以下「甲」という。）と社会福祉法人一宮市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間に次の各条項により契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、別紙「一宮市生活資金貸付制度要綱」（以下「要綱」という。）に定める業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条 この契約期間は、昭和54年1月/6日から昭和54年3月31日までとする。

第3条 甲は乙に対し、要綱設定の目的とする元資に当てるため金2,000,000円を預託（以下この金員を「預託金」という。）する。

第4条 乙は、前条の約旨により甲より預託された金員はこの業務以外に使用してはならない。

第5条 乙は、この契約第1条により甲より委託された業務を迅速かつ適正に実施するとともに、この預託金の特別会計を設け、常に貸付・償還の収支を明らかにしておくものとする。

第6条 預託金の運用については、乙が自己の金員として要綱に定める借受人に対し、この契約書中特別の制限がある場合を除き債権者の地位にあることは甲・乙双方確認する。

第7条 乙は、預託金を保管中に生じた利子は、この事務等処理

するために必要な経費として消費するものとする。

第8条 乙は、この契約の期間が満了した日から2か月以内に、当該契約期間における貸付・償還等の状況を甲に報告するものとする。

(2) 前項の定めにかかわらず甲は必要が生じたときは乙に対し、貸付・償還状況の報告を求めることができる。

第9条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は甲・乙が協議して決定する。

なお、甲は乙に対し、預託金の運用等に係る「生活資金制度事務取扱要領」を別添のとおり定め、乙はこの要領を遵守することも認諾する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和54年 / 月 / 日

甲 一宮市本町2-5-6

一宮市

代表者 一宮市長 森

拓太郎



乙 一宮市真清田1-2-30

社会福祉法人 一宮市社会福祉協議会

会長 藤 銅 繁



一宮市生活資金貸付制度要綱

1. 目的

この制度は、生活資金を緊急に必要とする市民に対し、その資金を貸付することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

2. 実施機関

この制度の貸付金を社会福祉法人一宮市社会福祉協議会に預託するとともに、貸付・償還に関する業務を委託する。

3. 債権者

前項の社会福祉法人一宮市社会福祉協議会は、この要綱に定める行為（委託業務）中、借受人に対して債権者の地位にあることを確認する。

4. 貸付対象者

次の各号に該当する世帯の生計中心者とする。

- (1) 災害・疾病・出産・葬祭等による不時の支出及び一時的な収入減により生活が困窮している低所得世帯。
- (2) 市内に6か月以上居住し、かつ住民基本台帳に登録されている者。

5. 貸付金額

貸付金額は200,000円以内とする。

6. 貸付条件

貸付条件は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 償還期間

貸付の日から3か月の据置後2年以内に償還する。

(2) 償還方法

原則として半年賦、月賦で元金均等償還とする。

(3) 貸付利子

貸付期間中は無利子とする。

(4) 保証人

連帯保証人とし、原則として市内に居住する者1名を立て、
無担保とする。

7. 延滞利子

償還期限後の未償還金には年5%の延滞利子を徴収する。

ただし、災害、その他やむをえない事由であると認められるときは、この限りでない。

8. 他資金と重複貸付の禁止

生活資金は、福祉金庫（一般貸付）、くらし資金、生活福祉資金と重複して貸し付けることはできないものとする。

9. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(付 則)

この要綱は、昭和54年1月16日から施行する。

(付 則)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

2 改正後の7の規定は、延滞利子のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、延滞利子のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議 長 お手元に配布しました役員選任名簿（案）どおり選任することにご異議ありませんか。

＜「異議なし」の発言＞

議 長 ご異議なしと認め、議案第8号「役員の選任について」は、配布しました「役員選任名簿（案）」のとおり選任することに決しました。

議 長 以上をもちまして、本日提出いたしましたすべての議案の審議が終了いたしました。

続きまして、その他報告事項について事務局に説明を求めます。

事務局 ＜「報告事項」、「生活資金新聞報道」の説明＞
＜新任評議員の就任承諾書、履歴書の提出依頼＞

議 長 ただ今、事務局から報告事項等の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

評議員 生活資金の貸付事業を継続することであるが、本資金は低所得世帯を対象とした貸付であり今後も償還が滞る可能性が高い制度である。事業を廃止し給付制度にするか、抜本的な見直が必要ではないか？

事務局 今回の住民監査請求を受けて、本制度のあり方について市とも協議しましたが、生活保護に陥らないための支援策として必要な制度であるという認識から、貸付原資がある間は当面継続していくという結論に至ったものであります。

議 長 その他、何かご意見はありませんか？

評議員 廃止しないまでも、貸付限度額の減額や貸付ではなく給付型の支援に変更する等の見直しを検討する余地はあるのではないのでしょうか。

評議員 もともと市の制度であるのであれば、受託を止めて、市で貸付業務を行ってもらうことはできないのでしょうか。

評議員 市民にとって必要な貸付制度ではありますので、制度としては継続して今後は債権管理を適切に処理していただきたいと思います。

事務局 様々のご意見があるとは思いますが、当面は市生活支援相談室と連携を
深め、適切な運営に努力して参りますのでご理解を賜りたいと存じます。

議長 他にご意見もないようですので、これをもって報告を終わります。

議長 長時間にわたり議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとう
ございました。以上をもちまして、議長を退任します。

事務局 これをもちまして、平成28年度第2回社会福祉法人一宮市社会福
祉協議会評議員会を閉会します。

以上

閉会の日時 平成28年12月26日 午前11時45分

この議事録の正確を期するため、次のとおり署名する。

平成28年12月26日

社会福祉法人一宮市社会福祉協議会

会長 理事 河村 正 兼

議長 評議員 佐々木 光 男

署名者 評議員 杉 山 英 機

署名者 評議員 伴 久 光

保存期間	5年	決裁区分	部長
收受日		分類	006-014-000
起案日	平成29年 6月26日	文書番号	29一宮福祉発第591号
決裁日	平成29年 6月30日	起案者	福祉課 専任課長 魚住 亮宏 (電話番号: 1501)
施行日	平成29年 7月11日		
処理期限			
発信元文書の日付			
公印	不要	公開区分	一部公開
非公開理由	個人情報		
あて先	扇利勝		
件名	市民ポスト (P214) に対する回答について(伺い)		
公開件名	市民ポストに対する回答について(伺い)		

供覧者
供覧者
供覧者
供覧者
供覧者
供覧者

決裁者
承認者
承認者
承認者
承認者
承認者

一宮市役所
一宮市役所
企画部
企画部
秘書課
秘書課
企画部
広報課

広報課
福祉部
福祉部
福祉課
福祉課
福祉課
福祉課
福祉課
福祉課

市長
副市長
部長
部長
次長
課長
課長
専任課長
次長
専任課長

専任課長
部長
次長
課長
課長補佐
主査
主事
主事
書記

中野 正康
福井 斉
熊沢 裕司
熊沢 裕司
長谷川 伸二
長谷川 賢治
後藤 真一
服部 宙史
平林 敬悟

(所属)
真野 克彦
石原 秀雄
橋本 宜季
岩田 直仁
高山 展江
水谷 修子
森 祥平
求野 正樹

供覧済み
供覧済み
供覧済み
供覧済み
供覧済み
供覧済み
供覧済み

設定済み
決裁済み
承認済み
承認済み
承認済み
承認済み
承認済み
承認済み

決裁・合議

伺い文

このことについて、P554において、今後、生活資金貸付制度に関する市民ポスト及び問合せには応じないことを回答していますので、案(添付文書1)を回答としてよろしいか。

また、下記のとおり監査結果に基づき事務処理を進めています。

記

- ①平成25年度から平成27年度までの補助金の余剰分については、社会福祉協議会の自主財源と不納欠損額により精算され、合計264,521円収入済みです。
- ②平成25年度から平成27年度の補助金については、平成26年度及び平成28年度の生活資金融資貸付金返還金収入の合計18,000,000円の原資として収入済みです。
- ③不納欠損処理の確認については、報告する状況ではありませんが順次実施しています。

内田 啓

平成28年12月15日

18,000,000

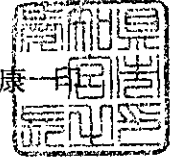
様式第2

行政文書公開決定通知書

28一宮福祉第4394号-1
平成28年12月28日

様

一宮市長 中野 正康



平成28年12月14日付けで公開の請求のありました行政文書については、次のとおり公開することとしましたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

行政文書の件名	・貸付内訳等	
請求書受理年月日	平成 28 年 12 月 14 日	
公開の日時 及び場所	日時	平成 年 月 日 午後 時
	場所	一宮市役所 本庁舎2階 福祉課
主務部課名	福祉部 福祉課 電話：0586-28-9015 (直通)	

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の公開場所までお越してください。

注2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ主務部課までご連絡ください。

別紙10

貸付内訳等(H25.7.31現在)

一宮市

貸付年度	償還滞留件数	貸付額	償還済額	未償還元金	予算計上	欠損処理年度	計上予算額
S53	2	350,000	0	350,000	H25補正	H26	
S54	1	200,000	100,000	100,000	H25補正	H26	
S55	2	400,000	75,000	325,000	H25補正	H26	
S56	2	300,000	20,000	280,000	H25補正	H26	
S57	3	600,000	63,000	537,000	H25補正	H26	1,592,000
S58	12	2,170,000	393,000	1,777,000	H26補正	H27	1,777,000
S59	7	1,400,000	455,000	945,000	H27補正	H28予定	
S60	5	1,000,000	300,000	700,000	H27補正	H28予定	1,645,000
S61	2	400,000	50,000	350,000	H28補正	H29予定	
S62	0	0	0	0			
S63	1	200,000	173,000	27,000	H28補正	H29予定	
H元	2	350,000	64,000	286,000	H28補正	H29予定	
H2	1	200,000	104,000	96,000	H28補正	H29予定	
H3	1	150,000	0	150,000	H28補正	H29予定	
H4	1	200,000	90,000	110,000	H28補正	H29予定	
H5	3	550,000	210,000	340,000	H28補正	H29予定	1,359,000
H6	3	600,000	145,000	455,000	H29補正	H30予定	
H7	3	550,000	79,000	471,000	H29補正	H30予定	
H8	4	800,000	183,000	617,000	H29補正	H30予定	1,543,000
H9	8	1,500,000	52,000	1,448,000	H30補正	H31予定	1,448,000
H10	4	700,000	260,000	440,000	H31補正	H32予定	
H11	2	400,000	40,000	360,000	H31補正	H32予定	
H12	4	800,000	180,000	620,000	H31補正	H32予定	1,420,000
H13	4	710,000	119,000	591,000	H25当初	H26	591,000
H14	10	1,805,000	152,000	1,653,000	H26当初	H27	1,653,000
H15	5	830,000	36,000	794,000	H27当初	H28予定	794,000
H16	3	600,000	20,000	580,000	H28当初	H29予定	580,000
H17	9	1,710,000	327,000	1,383,000	H29当初	H30予定	1,383,000
H18	5	1,000,000	165,000	835,000	H30当初	H31予定	835,000
H19	4	750,000	56,000	694,000	H31当初	H32予定	694,000
H20	1	200,000	0	200,000	H32当初	H33予定	200,000
H21	3	500,000	100,000	400,000	H33当初	H34予定	400,000
H22	1	200,000	0	200,000	H34当初	H35予定	200,000
H23	1	100,000	55,000	45,000	H35当初	H36予定	45,000
H24	0	100,000	100,000	0			
H25	0	200,000	200,000	0			
H26	0	0	0	0			
H27	0	0	0	0			
計	119	22,525,000	4,366,000	18,159,000			18,159,000

は、欠損処理済

欠損処理後の現在額

83件 12,546,000円

旧尾西市分

貸付年度	償還滞留件数	貸付額	償還済額	未償還元金	予算計上	欠損処理年度	計上予算額
H5	1	300,000	232,110	67,890	H27当初	H28予定	
H7	1	300,000	259,349	40,651	H27当初	H28予定	
H9	2	600,000	225,000	375,000	H31当初	H32予定	375,000
H13	1	200,000	2,000	198,000	H27当初	H28予定	
H14	1	300,000	227,500	72,500	H27当初	H28予定	379,041
計	6	1,700,000	945,959	754,041			754,041

欠損処理後の現在額

6件 754,041円

旧木曾川町分

貸付年度	償還滞留件数	貸付額	償還済額	未償還元金	予算計上	欠損処理年度	計上予算額
H13	1	50,000	10,000	40,000	H27当初	H28予定	40,000
H16	1	70,000	0	70,000	H28当初	H29予定	70,000
計	2	120,000	10,000	110,000			110,000

欠損処理後の現在額

2件 110,000円

・生活資金貸付状況(旧尾西・木曾川分を除く)

H28.9.21現在

年度	貸付 件数	貸付金額	償還済 件数	償還済 金額	未償還 件数	未償還 金額	償還率 (件数)	償還率 (金額)	(再掲)不能欠 損処理件数	(再掲)不能欠 損処理金額
S.53	10	1,800,000	8	1,450,000	2	350,000	80.00%	80.56%	2	350,000
54	30	5,100,000	29	5,000,000	1	100,000	96.67%	98.04%	1	100,000
55	17	3,050,000	15	2,725,000	2	325,000	88.24%	89.34%	2	325,000
56	11	2,100,000	10	1,920,000	1	180,000	90.91%	91.43%	1	180,000
57	17	3,300,000	13	2,663,000	4	637,000	76.47%	80.70%	4	637,000
58	36	6,770,000	24	4,993,000	12	1,777,000	66.67%	73.75%	12	1,777,000
59	34	6,210,000	27	5,265,000	7	945,000	79.41%	84.78%		
60	24	4,350,000	19	3,650,000	5	700,000	79.17%	83.91%		
61	12	2,100,000	10	1,750,000	2	350,000	83.33%	83.33%		
62	12	2,120,000	12	2,120,000	0	0	100.00%	100.00%		
63	9	1,650,000	8	1,623,000	1	27,000	88.89%	98.36%		
H.元	9	1,600,000	7	1,314,000	2	286,000	77.78%	82.13%		
2	4	800,000	3	704,000	1	96,000	75.00%	88.00%		
3	7	1,350,000	6	1,200,000	1	150,000	85.71%	88.89%		
4	5	1,000,000	3	888,000	2	112,000	60.00%	88.80%		
5	9	1,650,000	6	1,310,000	3	340,000	66.67%	79.39%		
6	10	1,900,000	7	1,445,000	3	455,000	70.00%	76.05%		
7	8	1,420,000	5	949,000	3	471,000	62.50%	66.83%		
8	8	1,450,000	4	833,000	4	617,000	50.00%	57.45%		
9	14	2,500,000	5	1,023,000	9	1,477,000	35.71%	40.92%		
10	14	2,550,000	9	2,000,000	5	550,000	64.29%	78.43%		
11	10	1,850,000	8	1,490,000	2	360,000	80.00%	80.54%		
12	16	3,050,000	10	2,189,000	6	861,000	62.50%	71.77%		
13	19	3,510,000	11	2,560,000	8	950,000	57.89%	72.93%	4	591,000
14	30	5,155,000	18	3,288,000	12	1,867,000	60.00%	63.78%	10	1,653,000
15	17	2,940,000	10	1,904,136	7	1,035,864	58.82%	64.77%		
16	23	3,980,000	19	3,366,000	4	614,000	82.61%	84.57%		
17	32	5,830,000	22	4,247,000	10	1,583,000	68.75%	72.85%		
18	18	3,130,000	11	2,205,000	7	925,000	61.11%	70.45%		
19	16	3,015,000	9	1,986,000	7	1,029,000	56.25%	65.87%		
20	10	2,000,000	7	1,545,000	3	455,000	70.00%	77.25%		
21	20	3,370,000	15	2,810,000	5	560,000	75.00%	83.38%		
22	9	1,650,000	8	1,450,000	1	200,000	88.89%	87.88%		
23	6	1,040,000	4	979,000	2	61,000	66.67%	94.13%		
24	1	100,000	1	100,000	0	0	100.00%	100.00%		
25	1	200,000	1	200,000	0	0	100.00%	100.00%		
26	0	0	0	0	0	0	-	-		
27	0	0	0	0	0	0	-	-		
計	528	95,590,000	384	75,144,136	144	20,445,864	72.73%	78.61%	36	5,613,000